

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年1月20日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年2月6日から同月26日まで縦覧に供する。

平成21年1月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 山階兵田地区	多度津町産業課
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 平松地区	琴平町農政課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 久保地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 長法寺地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西甲座地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 構造改善地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 野田幹線地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 大栗屋地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 上川原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 六条股地区	〃